

令和 8 年 5 月大山町定例農業委員会議事録

- 1 開催日時 令和 8 年 5 月 8 日 金曜日 午後 3 時 0 3 分から午後 4 時 1 4 分まで
- 2 開催場所 中山農村環境改善センター 研修室
- 3 出席委員 (27 人)

会 長	1 5 番	江原 宏昭			
農業委員	1 番	尾古 礼隆	8 番	中川 勝彦	
	2 番	佐伯 守	9 番	小谷 恵	
	3 番	前田 繁昌	1 1 番	森田 博文	
	4 番	石原 文義	1 2 番	濱田 徹	
	5 番	安藤 幹雄	1 3 番	米澤 誠一	
	6 番	矢田 考志	1 4 番	遠藤 幸子	
	7 番	山下 一郎			

推進委員	1 番	小原 啓一	9 番	二宮 聖貴	
	2 番	高見 昭久	1 0 番	吉野 徹	
	3 番	永岡 幸光	1 1 番	青木 尚	
	4 番	福永 博昭	1 2 番	上田 陽介	
	5 番	山崎 拓司	1 4 番	野口 浩義	
	6 番	河村 富士夫	1 5 番	山根 章司	
	8 番	戸野 悦宏			

- 4 遅刻委員 (1 名) (農委 1 3 番 米澤 誠一)
- 5 欠席委員 (3 名) (農委 1 0 番 岡田 浩司、推委 7 番 高虫 秀樹、推委 1 3 番 椎木 知奈美)
- 6 議事録署名委員の決定 (4 番 石原 文義、5 番 安藤 幹雄)
- 7 議事日程
 - 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 - 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 - 議案第 3 号 大山町地域計画中山地区 (変更案) に対する意見聴取について
 - 議案第 4 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条の規定による農用地利用集積等促進計画案について
 - 議案第 5 号 大山町農業委員会農業委員候補者選考委員会委員の推薦について
 - 議案第 6 号 大山町農業委員会農地利用最適化推進委員選考委員会委員の選任について
- 8 報告事項
 - (1) 賃貸借の解約について
 - (2) その他

9 その他

- (1) 定例会の日程について
- (2) 『令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表』について
- (3) その他

10 農業委員会事務局職員

局 長	徳 永 貴
主 幹	西 川 援
主 任	門 脇 慧
主 任	林 原 彰 吾
事務補助員	山根江利子

1 1 会議の概要

事務局 では議長、よろしくお願いいたします。

議長 【議長挨拶】
・時候挨拶。

欠席届が10番委員さん、推進委員の7番委員さんと13番委員さんです。
農委13番さんはまだ来られてないんですけど、連絡なかったもんですから、いずれ来られると思いますので、今回が成立することとして委員会を始めたいと思います。
それでは続きまして、議事録署名委員ですけど、4番委員さん、それから5番委員さんをお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

議長 続きまして、会務報告に入りたいと思います。事務局のほうの説明をお願いします。

事務局 【会務報告】
(4月10日) ・定例農業委員会について。
(4月15日) ・名和地区農業相談日について。相談件数3件あり。
・農業委員会事務局新任職員等研修会について。
(4月17日) ・西部地区農業委員会会長協議会総会・研修会について。
(4月22日) ・鳥取県常設審議委員会研修会について。
(4月23日) ・大山町人・農地チーム会議について。

(農委13番委員、15時07分着席)

議長 それでは、議案の審議に入りたいと思います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、失礼します。では、議案の1ページをご覧ください。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について。次のとおり、許可申請がありましたので審議を求めます。

譲渡人・譲受人等は議案に記載のとおりですので、大字・地目・面積・譲渡事由を説明させていただきます。

まず番号19番、〇〇、畑1筆、2,360㎡。こちらは売買で、売買価格は全体で※円となります。本申請は、手放したい譲渡人が譲受人と協議をされ、今回取得されることになったものです。取得農地では芝を作付けされる予定です。

続きまして番号20番、〇、田1筆、503㎡。こちらは贈与となります。本申請は、手放したい譲渡人が譲受人と協議をされ、今回取得されることにな

ったものです。取得の農地では水稻を作付けされる予定です。

続きまして番号21番、〇〇、田6筆、〇〇、畑1筆、合計7筆の14, 816㎡。こちらも贈与となります。本申請については、令和2年から貸し借りをしていた7筆について、手放したい譲渡人が譲受人と協議をされ、今回取得されることになったものです。取得農地では水稻・野菜を作付けされる予定です。

ページをめくっていただきまして、番号22番、〇〇、畑2筆、合計3, 321㎡。贈与となります。本申請は、手放したい譲渡人が譲受人と協議をされ、今回取得されることになったもので、取得農地では野菜を作付けされる予定です。

番号19番、20番、22番については、農地法第3条の許可要件であります「全部効率利用要件」「農作業常時従事要件」「地域との調和要件」を満たしており、番号21番については法人になりますので「全部効率利用要件」「農地所有適格法人要件」「地域との調和要件」を全て満たしていると考えておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

それでは、現地確認をされておりますので、番号19番、22番を推委8番委員さん、20番につきましては推委3番委員さん、21番については推委15番委員さんからお願いします。

推委8番委員さん、お願いいたします。

推委8番委員

どうもご苦労さんです。今日午前中、事務局とそれから推委3番委員、それから推委15番委員と現地確認に行っていました。

まず19番ですけども、今現在、芝が付けてあって、周囲の整備もきっちりされてますし、きれいに管理はされております。特に問題はないかと思えます。

続きまして2ページの申請番号22番ですけども、2筆ありまして、両方ともトラクターの侵入路も確保されてますし、数日前ですか、どうも耕耘されて次の栽培ができる状態であります。特に問題はないかと思えますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長

はい。推委3番委員さん。

推委3番委員

20番について報告します。この筆と、もう1筆が2筆の入会地でありまして、譲受人の□□さんがこれまでも作付けをしておられる、水稻を作っておられる水田です。それを今回譲り受けるというわけです。すでに畔の草刈り、水稻作付けに向けての耕耘等を行っておられます。問題ない案件だと思います。以上です。

議長

ありがとうございました。

推委15番委員さん。

推委15番委員

はい。そうしますと21番ですが、午前中に推委3番委員、推委8番委員と事務局と私と4名で行ってきました。

7筆ありますけども、上から順番に、〇〇〇〇の△△△△-△とその2つ下、〇〇〇〇〇の△△△△番と、この2筆は畑作予定ということで、耕耘前の状態

ということできれいになっておりました。それから、2番目の◎◎の△△△番、ここは麦が育っておりまして、小麦だと思えますけども、麦作、栽培中でございます。それから下の4つ、○○◎◎△△△△－△、◎◎の△△△△、△△△△、○○◎◎の△△△△、下段の4筆は、水稻の作付け準備ということで、今、入水中で水がどんどん入れてある状態ということで、非常に耕作準備が全部整っておるということで問題ないというふうに思います。

ご審議よろしくお願いします。

議長

はい、ありがとうございました。

それでは、質問のある方は挙手をお願いします。

ないでしょうか。

それではないようですので、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。ありがとうございます。挙手多数により、許可することに決定をいたします。

議長

続きまして議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について。次のとおり許可申請がありましたので、審議を求めます。

3ページからをご覧ください。

転用目的は一般住宅で、農地の地番、譲渡人・譲受人については記載のとおりです。

こちらですけれども、1月の定例会におきまして、地域計画の変更の意見照会のほうを受けまして、3月には農振除外のほうの意見照会を受けた案件のものになります。

位置図についてですけれども、はぐっていただいて4ページをご覧ください。●●インターチェンジから120mほど●●道路を海側へ下った場所になります。

現在、農振除外の手続き中で、完了後は●●インターチェンジから300m以内にある農地ということで、農地区分は第3種農地となります。許可根拠については「原則許可」となります。

申請者についてですけれども、申請地のすぐ近くで、祖母、妻、子1人の計4名で生活をされています。

また、祖母が理事長を務める町内介護施設で施設長として勤務をし、経営面にも関わっておられます。

施設内では、利用者のケアに関する会議や業者との会議、職員会議が月80回以上行われている状況から、職員や第三者に漏れないよう施設内で事業経営に関する会議を行うことが難しい状況であるということです。

施設敷地内での会議室増設も検討されましたが、駐車場がいっぱいで、職員は本来の駐車スペースではない場所に止めざるを得ない状況ということでござ

います。

申請地は施設から連絡があってもすぐに対応できる場所にあり、住宅建築を機に人事やM&A、会計関係といった経営陣での会議を行えるように住宅内に会議室も設けたいということです。なお、会議室の稼働については週に1、2回程度ということで記載がございします。

また、申請者ですけれども、現在、町議会議員のほうもされておられまして、現状では幅広い方々からのお話を聞く場所もないということで、様々な会議や来訪者への対応について、こちらの今回建設する会議室のほうで行えるようにしたいということで、事業計画書のほうにも記載がございします。

よって、駐車場についてですけれども、現在所有している車3台と会議室を使用するお客さんのための駐車スペース3台分、計6台分を必要としているということでございします。

土地利用計画図、配水図、1階の平面図については5ページをご覧ください。住宅と駐車スペース6台分という計画になります。

排水計画になりますけれども、屋根に降ります雨水については、雨樋から敷地内に新設します。この図面で言いますと、上側の方、黒く塗ってあるところがございしますけれども、こちらの場所に側溝のほう新設をされまして、こちらに流して、それを通じて農業用水路のほうへ放流する計画になります。

汚水については、建物から道路側、この図面で言うと左側になりますけれども、こちらのほうに伸びている線のほうで公共下水のほうに接続する計画になります。

外構についてですが、車を2台止めるガレージについては、コンクリート仕上げで傾斜をつけて新設側溝のほうへ雨水を流す計画であります。その他は、真砂土仕上げのため地下浸透させる計画になります。

6ページからですけれども、6ページに2階の平面図、7ページ、8ページには立面図のほうを載せておりますので、ご確認をお願いします。

その他、転用に関しての添付書類ですけれども、●●土地改良区の意見書、隣接耕作者の同意、農業用水路への放水同意、融資証明書等、事業実施に必要な資金を証明する書類がありまして、計画面積及び被害防除計画も適切であることから、転用の確実性や周辺農地への影響は特に問題はないと判断をしております。

また、現在、農振除外の手続き中ということですので、こちらについては5月の13日までが公告の期間ということになっております。公告期間終了後に町と県が本協議を行いまして、除外完了は5月の下旬から6月の上旬の見込みであるということで農林水産課のほうから伺っております。

県のほうの農地転用の審査が先に終了した場合には、農振除外の完了のタイミングで転用許可書が発行される流れとなります。

説明については以上になりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。ここで現地確認をされてますので、推委 15 番委員さん。

推委 15 番委員 はい。この場所は、すぐ隣が 2 年前ですか、この会で審議しました新しく出来た 2 軒のお家がある隣でして、この地域は地図でご覧のように、どんどんどんどん新しい住宅が建っているところでした、なんかその一角という感じなんですけども、多少草は生えておりましたけど、ここの土地が転用になってですね、周りに何ら影響を与えるものではないという状況であると思われます。

いずれこの近辺はという感じのする場所ですけども、何ら問題のあるところではないと思いましたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長 それでは、質問のある方は挙手をお願いします。

よろしいですか。

それではないようですので、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。挙手多数により、承認することに決定をいたします。

議長 続きまして議案第 3 号、大山町地域計画中山地区に対する意見の聴取について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。では、9 ページをご覧ください。

議案第 3 号、大山町地域計画中山地区（変更案）に対する意見聴取について。別紙のとおり、大山町長から照会があったので意見を求めます。

こちらですけれども、本件議案は、農業経営基盤強化促進法に基づき、町から農業委員会に意見を聴取するということで、意見聴取があったものになります。

先月、4 月の定例会のほうで、令和 7 年度末での修正ということで地域計画のほうの意見照会のほうがありましたけれども、この度は農地転用に向けた地域計画の対象農地からの除外に関する意見聴取ということになります。

流れですけれども、こちら地域計画内の農地を宅地へ転用する場合は、地域計画変更、この変更と農振除外の手続きを行った上で農地転用申請を行っていただく必要があります。

また、農業委員会や関係機関への意見照会の前に地域での協議というものを必要としておりますが、大山町の運用では、特に必要と認められる場合を除き、町のホームページで一定の回答期間を設けて意見募集を行う簡易な開催方法で協議を実施する運用をしております。

申請内容についてですけれども、9 ページの右側をご覧ください。

大山町、担当しますのは建設課になりますけれども、分譲宅地開発という計画になります。こちらの照会の文書では 8 筆の変更という形になっておりますけれども、実際に地域計画に含まれる農地については 5 番を除く 7 筆となります。

すので、農業委員会の意見を回答した後の手続きについては7筆で行われる形になります。

10ページに地域計画の地図を載せておりますので、ご覧いただければと思います。左側が変更前、右側が変更後となります。

点線で丸で囲ってあるところが申出地ということで、そこが事業予定地ということになります。こちらですけれども、4筆、今回の地域計画の該当で今4筆ですけれども、9ページの番号にあります4番、6番、7番、8番の4筆については、こちら現在の凡例ではNO. 1の認定農業者が作るということで色付けがされている農地になりまして、現在2名の担い手が耕作中の農地ということになります。

こちらの農地ですけれども、地権者さんから、それぞれの耕作者さんと調整のほうをもう既にされておられまして、この実際の事業が実施されるまでの間なので、今年の夏から秋にかけてになろうかなというところなんですけど、そこまでに耕作を終わられるということで了解が得られております。

残りの3筆、番号で言いますと、1番、2番、3番ですね。1番、2番、3番についてはNO. 5、その他（今後検討）ということで、地域計画策定の時点では色が付かなかった農地ということになります。

こちらの今回の申請の農地については、農振のほうにも入っておりますので、後に農振除外手続きをされる予定という形になりますけれども、除外が完了した場合、こちらは■■■駅から300m以内にある農地という形になりますので第3種農地になります。許可基準としては「原則許可」となる農地でございます。

位置図についてです。11ページのほうをご覧いただければというふうに思います。申請地は、■■■の駅から100mほど山側のほうへ向かった場所という形になります。

分譲宅地の計画地は、11ページの右側で白枠で囲っている農地に加えまして、地域計画対象外と記載しております、この間の2筆を加えました農地としては合計10筆の農地を使つての分譲宅地という計画になります。この場所に25区画程度の宅地を造成する計画となります。

説明については以上になりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 それでは現地確認をされてますので、推委3番委員さん、お願いします。

推委3番委員 はい。3番です。午前中、現地確認に出向きました。

現在、この何筆もあるんですが、水稻の作付け準備やスイートコーンが既に植わっているところ、あと飼料が植わっているところということで、ずっと継続して農業がされている土地であります。

委員3名の意見としてですね、一窪を分割をするようなことが発生しますので、11ページのこの図面の右側ですね、東側に当たる農地、今後ですね、その農地に影響がないような計画に配慮してほしいなという意見が3名の意見、

委員の意見でした。繰り返しますけども、一窪を分割をするようなことが出てきますので、分割された農地に影響がないような計画にしていきたい。

以上であります。

議長

はい、ありがとうございました。

ただ今ありましたように、現地確認で意見があるので、事務局。

事務局

その前に質疑を。

事務局

委員の皆さんに聞いていただけますか。

議長

それでは、何か質問等がありましたら挙手をお願いします。

(農委13番委員、挙手)

はい、どうぞ。農委13番委員さん、よろしくお願いします。

農委13番委員

今の現地確認の方はですね、残った農地の問題を定義されたわけですけど、本当に、大体、あとに非常に困るんだがんな。

どういう方法で行政のほうに申し込むのか、その辺をきちんとしていないと、ただ、現地確認の方が歩いて、こうされたという意見をですね、どういう形で、持ち上げ方を協議していくと。ただ、ここで話し合いましただけでは意味がないんで、本当の意見として取り上げてどう対処するのか、その辺をちょっと十分に話してもらえるとありがたいなと思ってますけど。

議長

ありがとうございました。

なら、事務局。

事務局

他の皆さんにも。

議長

他にご意見ございますでしょうか。

ないようですので、出た意見につきまして、事務局、お願いします。

事務局

はい、ありがとうございます。

そうしますと、付する意見といたしましては、現地確認の報告でいただいたような形で「分割された農地に影響がないよう計画に配慮してもらい、耕作者と十分協議を行うこと」ということで記載をさせていただくという、この1点を付してのものということで確認をさせていただければと思います。

議長

よろしく。

農委13番委員

13番です、言ってなかったんで。

問題はですね、大体そういうことになっちゃうと、次の農地がですね、米が半分になっちゃうとなかなか利用しにくいものになっちゃうんで、本当に上手な開発をさせていただきますようにですね、行政のほうも、もうちょっと規模拡大するのかなのかっていうことをきちんとね。それで、現地確認の方ですけど、実際、農地の売買の話については本人たちが知ってるのか知らんのか、話がついてると思うんですけども、現状として、あとの農地が本当に有効的な利用の仕方ができるのかどうかっていうことが現地確認の方は一番気になって話をされたことなんで。やっぱりその辺の行政としての扱い方、元々これからもですね、それなりの方向できちんとしたやり方でまとめて買うとかしないと、中途半端なものとか、あちこちやっぱりあるんで、行政が買ってごいたけ道路

が広になったけど、なんだか小さなものが残ってしまったと。結構そういうこといっぱいあるんで、その辺についてもやっぱり十分な対処をして、話が出た以上はですね、何らかの形にきちんと申し出するような話をしていかないと、半チャラ農地がいっぱいできてしまうようなことではダメじゃないかなと思ってるような意見ですけども。

議長
事務局
議長
事務局

ありがとうございます。他にございますでしょうか。

さっきのに対してはいいですか。

はい。

はい。ありがとうございます。

地域計画への回答については、最初に申しました形っていうところでさせてはいただきながら、今後事業を進めていく中で、こちらが一番関わっていくのはおそらく転用申請が出てきたところっていうところになりますので、それに向かうまでのところで、建設課のほうにはこういうような意見があったのでっていうことは伝えた上で進めてもらうようなところは、この意見のほうは農林水産課に返すんですけれども、建設課のほうにもそのような形で、こういうような意見があったので十分配慮してねということは伝えていこうかなというふうに思います。意見のほう、ありがとうございます。

農委 13 番委員 農業委員会として申し出をきちんとした形でやってほしいなと。ただ、意見が出ましたでなしに、農業委員会の会議の中でこういうことがあったけ、どげだっていう話を、出来たら皆さんが賛同してもらえばそのようにしてやってほしいなという農業委員会としての意見を、きちんとした形での申し出をしたほうがいいのか。ただ意見がありましたっていうぐらいの話では面白くないなと思うんで。議長さん、どげですか。

議長

正にそのとおりです。やはり売りたい人は売りたいで済んじゃうんですけど、やっぱり今言われたように、本当に、残地っちゅうんですかね、非常に使いにくくなったりねっていうことは色々聞いてますし、それから周辺のこと色々あるようですんで、その辺を事務局も確認しているようですので、そういうことを踏まえまして、その他、意見がございませんでしょうか。

では、ないようですので、今挙げました事務局と農委 13 番委員さんの要望されたこと、意見を十分に伝えまして、そういう形の意見回答をしていきたいと思しますので、それでよろしければ、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございます。挙手多数により、承認することに決定をさせていただきます。よろしいですか。

事務局

はい、すみません。たくさん意見が出ましたので、一つ大きくまとめておきたいと思っておりますけども、2点ではなかったかなという具合に思います。

まず1つは、現地確認に行かれました推委 3 番委員さんのところで、分割された農地に影響がないようにということで意見をおっしゃいましたが、これが1点。

そして、農委１３番委員さんがおっしゃいましたところでございますけど、分割後の農地の有効利用について十分にやってくれ、協議してくれっていうことがあったかなという具合に思いますんで、この２点を付して農林水産課のほうにお返しさせていただく。また、併せて建設課のほうには、内々にはなりませんけれども、口頭のほうでお伝えしていきながらということで、まずは文書面のことですので、この２点を付して農業委員会の回答として農林水産課のほうには返したいと思います。

で、いかがでしょうか。議長、もう１回確認をお願いします。

議長 はい。いいですか。

農委１３番委員 結構です。

議長 それでは先ほど言いましたように、こういう形で、十分伝わるようになっていくことですので、承認されたことを報告します。

議長 続きまして、議案第４号、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条の規定による農用地利用集積等促進計画案について、事務局の説明をお願いします。

事務局 失礼いたします。議案第４号、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条の規定による農用地利用集積等促進計画案について。次のとおり照会がございましたので、意見を求めます。（詳細；議案に明記）

詳細は議案に記載のとおりとなります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 それでは初めに、議事参与となってる農地番号、１０番、４５番、９５番から９６番を除いた番号について審議をしたいと思います。

質問のある方は、挙手をお願いします。

はい。それではないようですので、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

はい、ありがとうございます。挙手多数により承認することに決定をいたします。

続きまして、議事参与の審議を行いたいと思います。

推委１２番委員さん。退室をお願いします。

（推委１２番委員、退室）

それでは、これから１０番、９５番から９６番を審議したいと思います。

質問のある方は、挙手をお願いします。

はい。ないようですので、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

はい。挙手多数により、承認することに決定をいたします。

(推委 1 2 番委員、入室)

推委 1 5 番委員さん。

(推委 1 5 番委員、議事参与の制限のため退室)

それでは、これから 4 5 番の審議を行います。

質問のある方は、挙手をお願いします。

それではないようですので、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。全員挙手ということで、承認することに決定をいたします。

(推委 1 5 番委員、入室)

議長

続きまして、本日、追加議案第 5 号と第 6 号を追加させていただきたいと思っています。

よろしいでしょうか。

(はい、との声あり)

それでは、令和 8 年 5 月定例農業委員会議案 NO. 2 をご覧ください。

では、議案第 5 号、大山町農業委員会農業委員候補者選考委員会委員の推薦について、事務局の説明をお願いします。

事務局

はい。それでは、失礼いたします。

本日、追加提案をさせていただきました、議案第 5 号、大山町農業委員会農業委員候補者選考委員会委員の推薦について、ご説明をさせていただきます。

こちらは、大山町農業委員会農業委員候補者選考委員会設置要綱に基づいて行うものでございまして、本日、皆様の当日配布資料に付けさせていただいております。

その設置要綱の中に、第 3 条第 2 項にあります「選考委員会は、委員 6 人以内で組織する。」「委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。」ということになっておりまして、その(5)番目に、「大山町農業委員会の農業委員のうちから大山町農業委員会が推薦する者」ということで記載がございまして。

この推薦する方につきましては、括弧書きでもありますがけれども「当該選考日において現に大山町農業委員会の農業委員に任命されている者であって、大山町農業委員会農業委員又は農地利用最適化推進委員の候補者として推薦のあった者及び推薦者（法人・団体にあつては、その法人・団体の役員を含む）並びに募集への応募があつたものを除く。」のうちから選任、推薦するということになってございまして、次期委員さんに応募されていない方の中から選ぶということになっておりまして、この方を推薦するものでございます。

第 5 号議案に挙げさせていただいておりますが、農委 2 番さんを大山町農業委員会農業委員候補者選考委員会の委員さんとして推薦したいという具合に、

こちらのほうに議案に上程させていただいております。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

なお、農委2番さんにおかれましては、現在農政部長ということで部長職も扱っておられまして、そちらの方を推薦させていただきたいと思います。

以上です。

議長

では、農委2番委員さん。

(農委2番委員、議事参与の制限のため退室)

それでは、質問がある方は挙手をお願いします。

ないようですので、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。

挙手多数により、承認することに決定をいたします。

(農委2番委員、入室)

議長

続きまして、議案第6号、大山町農業委員会農地利用最適化推進委員選考委員会委員の選任について、事務局の説明をお願いします。

事務局

はい。それでは、失礼いたします。

議案第6号、大山町農業委員会農地利用最適化推進議員選考委員会委員の選任について、ご提案をさせていただきたいと思います。

こちら、皆様のお手元に配っておりますけれども、本日の配布資料でございます。

大山町農業委員会農地利用最適化推進委員選考委員会設置要綱の第3条に記載しております「選考委員は、委員5人以内で組織する。」ということになっております。第3条2項から6項までそれぞれございまして、まず2番目は「委員は、大山町農業委員会の委員のうちから当該委員の互選により選任するものとする。」で、3項に「前項の場合において、前条の所掌事務につき大山町農業委員会農地利用最適化推進委員の候補者として推薦のあった者及び当該推進委員の募集に応募した者は、互選の対象から除くものとする。」ということでございまして、先ほど同様、来期の委員に応募されなかった方を推薦させて選任したいという具合に思って上程するものでございます。

では、第6号議案のほうに戻っていただきまして、下記の者を、大山町農業委員会農地利用最適化推進委員選考委員会委員に選任したいので、大山町農業委員会農地利用最適化推進委員選考委員会設置要綱第3条の規定により、審議を求めます。

選任する方が、農委7番さん、農委11番さん、推委3番さん、推委10番さん、推委12番さん、以上5名でございます。

任期におきましては、選任されます本日から今回の任期までの令和8年7月19日までの任期としたいと思います。

ご審議のほうよろしく願いいたします。

農委7番委員 議長、議長。

議長 はい、どうぞ。

農委7番委員 すみません。7番です。

ちょっと審議に入る前に、この議案に対してちょっと質問をさせていただきたいんですけど、よろしいでしょうか。

議長 はい、どうぞ。

農委7番委員 今回選任をして、任期が5月8日、本日からということで記載がしてありますけども、先ほどの説明では、立候補してない、関係者でない、そういった方で、なおかつ今の現職の委員なり推進委員さんの中からということでございますが、公募の期間が、締め切りが5月12日までであるわけですので、あと4日ほどあります。

これからやっぱり出るわって言ったら、要は任期がない人って公募なり届出をしていない人を選ぶわけですから、せめて任期は13日からにしてはどうでしょうか。

農委9番委員 異議なし。

農委7番委員 せめてね。本当は12日過ぎて、13日から以降に選任するのが本当かとは思いますが、都合上、前もってしとって、但し立候補等されたら新しい委員を追加するとかっていうことにしとけばいいわけですが、任期は8日って決めてもらおうと、出たいけどやっぱりいいけんかとか、出たら迷惑かけるなってことになっちゃいますので、13日にしてはどうでしょうか。

議長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか、事務局。

事務局 はい。ご意見ありがとうございます。

勇み足だったとは思いますが、ご意見賜りまして、任期は5月13日からということで修正をさせていただきまして、修正の上、審議をお願いしたいという具合に思います。

議長 よろしいでしょうか、農委7番さん。

農委7番委員 はい。

議長 他にございませんでしょうか。

ないようですので、すみません。

(農委7番委員、農委11番委員、推委3番委員、推委10番委員、推委12番委員、議事参与の制限のため退室)

それでは、質問のある方は挙手をお願いします。

それではないようですので、先ほど5月13日ということに訂正しましたので、そういうことにしましたので、それについて賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。ありがとうございます。挙手多数により承認することに決定をいたし

ます。

(農委 7 番委員、農委 11 番委員、推委 3 番委員、推委 10 番委員、推委 12 番委員、入室)

議長 それでは続きまして、報告事項が載っておりますが、16 ページから 20 ページに載っています。
後で見ておいてください。よろしくお願いします。

議長 それでは、次の会の 6 月の定例農業委員会の日程につきまして、定例会を 6 月の 10 日、午後 3 時から中山農村環境改善センターで行いたいと思います。
現地確認当番は、推委 5 番委員さん、推委 6 番委員さん、推委 13 番委員さんですので、よろしくお願いします。
それでは、事務局から何かあれば。

事務局 【その他】
・「令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」について。
・農地利用最適化の研修について。
・「大山おろし」に関するアンケート調査について。
・農林水産省の補助事業（女性が働きやすい環境の整備）について。
・「違法けし」について。
・人権同和教育推進協議会の映画研修について。
・広報委員会について。

議長 これが終わってから、研修会をよろしくお願いします。
ありがとうございました。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長 江原 宏昭

議事録署名委員 石原 文義

議事録署名委員 安藤 幹雄

：備考 上記議事録は、公開用として大山町個人情報保護条例等の規定により、個人情報を削除したものを掲載しております。また、一部要約を行い掲載しております。